

議第8号

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年2月26日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

職員の給与の改定を行うため改正しようとする。

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(高山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高山市職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>↳</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円、<u>前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき13,000円、<u>前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</u></p>

第14条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならぬ。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日

第14条 削除

が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(住居手当)

第14条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市の規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるもの

2・3 (略)

(住居手当)

第14条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市の規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対し、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した該当職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具等

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対し、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した該当職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具等

で市の規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める職員並びに第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、その額から、その額に市の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 2キロメートル以上5キロメートル未満は2,000円、5キロメートル以上10キロメートル未満は4,200円、10キロメートル以上15キロメートル未満は、7,100円、15キロメートル以上20キロメートル未満は10,000円、20キロメートル以上25キロメートル未満は12,900円、25キロメートル以上30キロメートル未満は15,800円、30キロメートル以上35キロメートル未満は18,700円、35キロメートル以上40キロメートル未満は21,600円、40キロメートル以上45キロメートル未満は24,400円、45キロメートル以上50キロメートル未満は26,200円、50

で市の規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）支給単位期間につき、次の表に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、同表に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める職員並びに第15条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、その額から、その額に市の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

<u>2キロメートル以上4キロメートル未満</u>	<u>2,900円</u>
<u>4キロメートル以上6キロメートル未満</u>	<u>4,300円</u>
<u>6キロメートル以上8キロメートル未満</u>	<u>5,600円</u>
<u>8キロメートル以上10キロメートル未満</u>	<u>6,900円</u>
<u>10キロメートル以上12キロメートル未満</u>	<u>8,100円</u>
<u>12キロメートル以上14キロメートル未満</u>	<u>9,300円</u>
<u>14キロメートル以上16キロメートル未満</u>	<u>10,500円</u>
<u>16キロメートル以上18キロメートル未満</u>	<u>11,700円</u>

キロメートル以上55キロメートル未満は28,000円、55キロメートル以上60キロメートル未満は29,800円、60キロメートル以上は31,600円

イ 市の規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる職員については、10キロメートル以上15キロメートル未満は8,800円、15キロメートル以上は11,000円

18キロメートル以上 20キロメートル未満	12,800円
20キロメートル以上 22キロメートル未満	13,900円
22キロメートル以上 24キロメートル未満	15,000円
24キロメートル以上 26キロメートル未満	16,100円
26キロメートル以上 28キロメートル未満	17,200円
28キロメートル以上 30キロメートル未満	18,300円
30キロメートル以上 32キロメートル未満	19,400円
32キロメートル以上 34キロメートル未満	20,500円
34キロメートル以上 36キロメートル未満	21,600円
36キロメートル以上 38キロメートル未満	22,700円
38キロメートル以上 40キロメートル未満	23,800円
40キロメートル以上 42キロメートル未満	24,900円
42キロメートル以上 44キロメートル未満	25,900円
44キロメートル以上 46キロメートル未満	26,900円
46キロメートル以上 48キロメートル未満	27,900円
48キロメートル以上 50キロメートル未満	28,900円
50キロメートル以上 52キロメートル未満	29,900円

5 2キロメートル以上 5 4キロメートル未満	3 0, 9 0 0 円
5 4キロメートル以上 5 6キロメートル未満	3 1, 9 0 0 円
5 6キロメートル以上 5 8キロメートル未満	3 2, 9 0 0 円
5 8キロメートル以上 6 0キロメートル未満	3 3, 9 0 0 円
6 0キロメートル以上 6 2キロメートル未満	3 4, 9 0 0 円
6 2キロメートル以上 6 4キロメートル未満	3 5, 9 0 0 円
6 4キロメートル以上 6 6キロメートル未満	3 6, 9 0 0 円
6 6キロメートル以上 6 8キロメートル未満	3 7, 9 0 0 円
6 8キロメートル以上 7 0キロメートル未満	3 8, 9 0 0 円
7 0キロメートル以上	3 9, 9 0 0 円

(3) 通勤のため交通機関等を利用しその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市の規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用しその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市の規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額



の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円  
に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額  
）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で市の規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市の規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が市の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,00

2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で市の規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市の規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第4項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第4項において「特別料金等相当額」という。）

0円に支給単位期間の月数を乗じて得た額  
(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用  
するものとして当該特別料金等の額を算出  
する場合において、1か月当たりの特別料  
金等2分の1相当額の合計額が20,00  
0円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄  
道等に係る通勤手当に係る支給単位期間の  
うち最も長い支給単位期間につき、20,  
000円に当該支給単位期間の月数を乗じ  
て得た額)

(2) (略)

3 前項の規定は、職員以外の地方公務員、国  
家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他そ  
の業務が国、県若しくは市の事務若しくは事  
業と密接な関連を有する法人のうち市の規則  
で定めるものに使用される者(以下「職員以  
外の地方公務員等」という。)であつた者か  
ら引き続き給料表の適用を受ける職員となつ  
た者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げ  
る職員で、当該適用の直前の住居(当該住居  
に相当するものとして市の規則で定める住居  
を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等  
でその利用が市の規則で定める基準に照らし  
て通勤事情の改善に相当程度資するものであ  
ると認められるものを利用し、その利用に係  
る特別料金等を負担することを常例とするも  
の(任用の事情等を考慮して市の規則で定め  
る職員に限る。)その他前項の規定による通  
勤手当を支給される職員との権衡上必要があ  
ると認められるものとして市の規則で定める  
職員の通勤手当の額の算出について準用する  
。

(2) (略)

3 前項の規定は、新たに給料表の適用を受け  
る職員となつた者のうち、第1項第1号又は  
第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住  
居(当該住居に相当するものとして市の規則  
で定める住居を含む。)からの通勤のため、  
新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別  
料金等を負担することを常例とするもの(任  
用の事情等を考慮して市の規則で定める職員  
に限る。)その他前項の規定による通勤手当  
を支給される職員との権衡上必要があると認  
められるものとして市の規則で定める職員の  
通勤手当の額の算出について準用する。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で  
除して得た額(交通機関等が2以上ある場合

4～7 (略)

(単身赴任手当)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 職員以外の地方公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市の規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市の規則で定める職員に限る。) その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5～8 (略)

(単身赴任手当)

第15条の2 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市の規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市の規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第23条の2 前条第1項の規定に基づく市の規則で指定するものが臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定に基づく市の規則で指定するものが災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市の規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額）

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第28条の3 第12条から第14条の2まで

第23条の2 前条第1項の規定に基づく市の規則で指定するものが臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定に基づく市の規則で指定するものが災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において市の規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第28条の3 第12条及び第13条の規定は

<p>、<u>第16条の2及び第27条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>2 <u>第13条から第14条の2まで、第15条の2及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>(臨時職員の特例)</p> <p>第33条 <u>法第22条第5項の規定により臨時的に任用した職員（以下「臨時職員」という。）については、第5条から第9条までの規定にかかわらず、日額の給料を支給することができる。この場合における給料の額は、他の職員の給料との権衡を考慮して定めなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 <u>第13条、第14条の2、第15条の2及び第27条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</u></p> <p>(臨時職員の特例)</p> <p>第33条 <u>法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用した職員（以下「臨時職員」という。）については、第5条から第9条までの規定にかかわらず、日額の給料を支給することができる。この場合における給料の額は、他の職員の給料との権衡を考慮して定めなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

## 改正前

## 別表第1（第5条関係）

## 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	

## 改正後

## 別表第1（第5条関係）

## 行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	

30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	

30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	

64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				

64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				



98		300,600	348,800				
99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				

114の項～125の項 (略)

定年前再任用短時間勤務職員の部 (略)

備考 (略)

98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					

114の項～125の項 (略)

定年前再任用短時間勤務職員の部 (略)

備考 (略)

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500	

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700	

11	<u>178,300</u>	235,400	<u>254,000</u>	<u>284,300</u>	<u>310,800</u>
12	<u>179,500</u>	236,100	<u>255,000</u>	<u>284,900</u>	<u>312,000</u>
13	<u>180,600</u>	236,800	<u>256,100</u>	<u>285,500</u>	<u>313,000</u>
14	<u>181,800</u>	237,400	<u>257,100</u>	<u>286,100</u>	<u>314,200</u>
15	<u>183,100</u>	238,000	<u>258,000</u>	<u>286,700</u>	<u>315,400</u>
16	<u>184,400</u>	238,600	<u>258,500</u>	<u>287,200</u>	<u>316,500</u>
17	<u>185,700</u>	239,200	<u>259,100</u>	<u>287,700</u>	<u>317,600</u>
18	<u>187,400</u>	239,800	<u>259,500</u>	<u>288,200</u>	<u>318,700</u>
19	<u>189,100</u>	240,400	<u>259,900</u>	<u>288,700</u>	<u>319,800</u>
20	<u>190,800</u>	240,900	<u>260,400</u>	<u>289,100</u>	<u>320,900</u>
21	<u>192,500</u>	241,400	<u>260,900</u>	<u>289,500</u>	<u>321,900</u>
22	<u>194,200</u>	241,900	<u>261,400</u>	<u>289,900</u>	<u>323,000</u>
23	<u>195,800</u>	242,400	<u>261,900</u>	<u>290,300</u>	<u>324,100</u>
24	<u>197,400</u>	242,900	<u>262,500</u>	<u>290,700</u>	<u>325,200</u>
25	<u>199,000</u>	243,400	<u>263,300</u>	<u>291,100</u>	<u>326,200</u>
26	<u>200,500</u>	243,900	<u>263,900</u>	<u>291,500</u>	<u>327,300</u>
27	<u>202,000</u>	244,300	<u>264,500</u>	<u>291,900</u>	<u>328,400</u>
28	<u>203,500</u>	244,800	<u>265,300</u>	<u>292,300</u>	<u>329,400</u>
29	<u>205,000</u>	245,400	<u>266,100</u>	<u>292,700</u>	<u>330,400</u>
30	<u>206,500</u>	245,900	<u>266,800</u>	<u>293,100</u>	<u>331,400</u>
31	<u>208,000</u>	246,400	<u>267,400</u>	<u>293,500</u>	<u>332,400</u>
32	<u>209,500</u>	246,800	<u>268,200</u>	<u>293,900</u>	<u>333,400</u>
33	<u>211,000</u>	247,200	<u>269,000</u>	<u>294,300</u>	<u>334,400</u>
34	<u>212,400</u>	247,700	<u>269,700</u>	<u>294,800</u>	<u>335,300</u>
35	<u>213,800</u>	248,200	<u>270,400</u>	<u>295,300</u>	<u>336,400</u>
36	<u>215,200</u>	248,600	<u>271,100</u>	<u>295,800</u>	<u>337,400</u>
37	<u>216,600</u>	249,000	<u>271,800</u>	<u>296,300</u>	<u>338,400</u>
38	<u>217,700</u>	249,500	<u>272,500</u>	<u>296,800</u>	<u>339,400</u>
39	<u>218,800</u>	250,000	<u>273,200</u>	<u>297,300</u>	<u>340,400</u>
40	<u>219,900</u>	250,400	<u>273,900</u>	<u>297,800</u>	<u>341,300</u>
41	<u>220,900</u>	250,800	<u>274,600</u>	<u>298,300</u>	<u>342,200</u>
42	<u>221,800</u>	251,300	<u>275,300</u>	<u>299,000</u>	<u>343,100</u>
43	<u>222,700</u>	251,800	<u>275,900</u>	<u>299,600</u>	<u>344,000</u>
44	<u>223,600</u>	252,200	<u>276,500</u>	<u>300,300</u>	<u>344,900</u>

11	<u>202,000</u>	235,400	<u>258,000</u>	<u>286,700</u>	<u>319,800</u>
12	<u>203,500</u>	236,100	<u>258,500</u>	<u>287,200</u>	<u>320,900</u>
13	<u>205,000</u>	236,800	<u>259,100</u>	<u>287,700</u>	<u>321,900</u>
14	<u>206,500</u>	237,400	<u>259,500</u>	<u>288,200</u>	<u>323,000</u>
15	<u>208,000</u>	238,000	<u>259,900</u>	<u>288,700</u>	<u>324,100</u>
16	<u>209,500</u>	238,600	<u>260,400</u>	<u>289,100</u>	<u>325,200</u>
17	<u>211,000</u>	239,200	<u>260,900</u>	<u>289,500</u>	<u>326,200</u>
18	<u>212,400</u>	239,800	<u>261,400</u>	<u>289,900</u>	<u>327,300</u>
19	<u>213,800</u>	240,400	<u>261,900</u>	<u>290,300</u>	<u>328,400</u>
20	<u>215,200</u>	240,900	<u>262,500</u>	<u>290,700</u>	<u>329,400</u>
21	<u>216,600</u>	241,400	<u>263,300</u>	<u>291,100</u>	<u>330,400</u>
22	<u>217,700</u>	241,900	<u>263,900</u>	<u>291,500</u>	<u>331,400</u>
23	<u>218,800</u>	242,400	<u>264,500</u>	<u>291,900</u>	<u>332,400</u>
24	<u>219,900</u>	242,900	<u>265,300</u>	<u>292,300</u>	<u>333,400</u>
25	<u>220,900</u>	243,400	<u>266,100</u>	<u>292,700</u>	<u>334,400</u>
26	<u>221,800</u>	243,900	<u>266,800</u>	<u>293,100</u>	<u>335,300</u>
27	<u>222,700</u>	244,300	<u>267,400</u>	<u>293,500</u>	<u>336,400</u>
28	<u>223,600</u>	244,800	<u>268,200</u>	<u>293,900</u>	<u>337,400</u>
29	<u>224,500</u>	245,400	<u>269,000</u>	<u>294,300</u>	<u>338,400</u>
30	<u>225,300</u>	245,900	<u>269,700</u>	<u>294,800</u>	<u>339,400</u>
31	<u>226,100</u>	246,400	<u>270,400</u>	<u>295,300</u>	<u>340,400</u>
32	<u>226,900</u>	246,800	<u>271,100</u>	<u>295,800</u>	<u>341,300</u>
33	<u>227,700</u>	247,200	<u>271,800</u>	<u>296,300</u>	<u>342,200</u>
34	<u>228,400</u>	247,700	<u>272,500</u>	<u>296,800</u>	<u>343,100</u>
35	<u>229,100</u>	248,200	<u>273,200</u>	<u>297,300</u>	<u>344,000</u>
36	<u>229,800</u>	248,600	<u>273,900</u>	<u>297,800</u>	<u>344,900</u>
37	<u>230,500</u>	249,000	<u>274,600</u>	<u>298,300</u>	<u>345,800</u>
38	<u>231,100</u>	249,500	<u>275,300</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>
39	<u>231,700</u>	250,000	<u>275,900</u>	<u>299,600</u>	<u>347,800</u>
40	<u>232,300</u>	250,400	<u>276,500</u>	<u>300,300</u>	<u>348,700</u>
41	<u>233,000</u>	250,800	<u>277,000</u>	<u>300,900</u>	<u>349,600</u>
42	<u>233,500</u>	251,300	<u>277,500</u>	<u>301,500</u>	<u>350,500</u>
43	<u>234,000</u>	251,800	<u>278,000</u>	<u>302,100</u>	<u>351,400</u>
44	<u>234,500</u>	252,200	<u>278,500</u>	<u>302,600</u>	<u>352,200</u>

45	<u>224,500</u>	252,600	<u>277,000</u>	<u>300,900</u>	<u>345,800</u>
46	<u>225,300</u>	253,000	<u>277,500</u>	<u>301,500</u>	<u>346,800</u>
47	<u>226,100</u>	253,400	<u>278,000</u>	<u>302,100</u>	<u>347,800</u>
48	<u>226,900</u>	253,800	<u>278,500</u>	<u>302,600</u>	<u>348,700</u>
49	<u>227,700</u>	254,200	<u>279,000</u>	<u>303,100</u>	<u>349,600</u>
50	<u>228,400</u>	254,600	<u>279,500</u>	<u>303,700</u>	<u>350,500</u>
51	<u>229,100</u>	255,000	<u>280,000</u>	<u>304,300</u>	<u>351,400</u>
52	<u>229,800</u>	255,400	<u>280,400</u>	<u>304,900</u>	<u>352,200</u>
53	<u>230,500</u>	255,800	<u>280,800</u>	<u>305,500</u>	<u>353,000</u>
54	<u>231,100</u>	256,200	<u>281,300</u>	<u>306,200</u>	<u>353,800</u>
55	<u>231,700</u>	256,600	<u>281,700</u>	<u>306,900</u>	<u>354,600</u>
56	<u>232,300</u>	257,000	<u>282,200</u>	<u>307,600</u>	<u>355,300</u>
57	<u>233,000</u>	257,300	<u>282,600</u>	<u>308,200</u>	<u>356,000</u>
58	<u>233,500</u>	257,700	<u>283,100</u>	<u>308,900</u>	<u>356,800</u>
59	<u>234,000</u>	258,100	<u>283,600</u>	<u>309,600</u>	<u>357,600</u>
60	<u>234,500</u>	258,400	<u>284,100</u>	<u>310,200</u>	<u>358,200</u>
61	<u>235,000</u>	258,700	<u>284,600</u>	<u>310,800</u>	<u>358,900</u>
62	<u>235,400</u>	259,100	<u>285,200</u>	<u>311,500</u>	<u>359,500</u>
63	<u>235,800</u>	259,500	<u>285,800</u>	<u>312,200</u>	<u>360,200</u>
64	<u>236,200</u>	259,800	<u>286,400</u>	<u>312,800</u>	<u>360,900</u>
65	<u>236,600</u>	260,100	<u>287,000</u>	<u>313,300</u>	<u>361,500</u>
66	<u>236,900</u>	260,400	<u>287,600</u>	<u>313,800</u>	<u>362,000</u>
67	<u>237,200</u>	260,700	<u>288,200</u>	<u>314,400</u>	<u>362,500</u>
68	<u>237,500</u>	260,900	<u>288,800</u>	<u>315,000</u>	<u>363,000</u>
69	<u>237,800</u>	261,100	<u>289,300</u>	<u>315,600</u>	<u>363,400</u>
70	<u>238,100</u>	261,400	<u>289,800</u>	<u>316,000</u>	
71	<u>238,400</u>	261,700	<u>290,300</u>	<u>316,500</u>	
72	<u>238,700</u>	261,900	<u>290,800</u>	<u>317,000</u>	
73	<u>238,900</u>	262,100	<u>291,300</u>	<u>317,300</u>	
74	<u>239,200</u>	262,400	<u>291,800</u>	<u>317,800</u>	
75	<u>239,500</u>	262,700	<u>292,200</u>	<u>318,300</u>	
76	<u>239,700</u>	262,900	<u>292,600</u>	<u>318,700</u>	
77	<u>239,900</u>	263,100	<u>293,000</u>	<u>318,900</u>	
78	<u>240,200</u>	263,400	<u>293,400</u>	<u>319,200</u>	

45	<u>235,000</u>	252,600	<u>279,000</u>	<u>303,100</u>	<u>353,000</u>
46	<u>235,400</u>	253,000	<u>279,500</u>	<u>303,700</u>	<u>353,800</u>
47	<u>235,800</u>	253,400	<u>280,000</u>	<u>304,300</u>	<u>354,600</u>
48	<u>236,200</u>	253,800	<u>280,400</u>	<u>304,900</u>	<u>355,300</u>
49	<u>236,600</u>	254,200	<u>280,800</u>	<u>305,500</u>	<u>356,000</u>
50	<u>236,900</u>	254,600	<u>281,300</u>	<u>306,200</u>	<u>356,800</u>
51	<u>237,200</u>	255,000	<u>281,700</u>	<u>306,900</u>	<u>357,600</u>
52	<u>237,500</u>	255,400	<u>282,200</u>	<u>307,600</u>	<u>358,200</u>
53	<u>237,800</u>	255,800	<u>282,600</u>	<u>308,200</u>	<u>358,900</u>
54	<u>238,100</u>	256,200	<u>283,100</u>	<u>308,900</u>	<u>359,500</u>
55	<u>238,400</u>	256,600	<u>283,600</u>	<u>309,600</u>	<u>360,200</u>
56	<u>238,700</u>	257,000	<u>284,100</u>	<u>310,200</u>	<u>360,900</u>
57	<u>238,900</u>	257,300	<u>284,600</u>	<u>310,800</u>	<u>361,500</u>
58	<u>239,200</u>	257,700	<u>285,200</u>	<u>311,500</u>	<u>362,000</u>
59	<u>239,500</u>	258,100	<u>285,800</u>	<u>312,200</u>	<u>362,500</u>
60	<u>239,700</u>	258,400	<u>286,400</u>	<u>312,800</u>	<u>363,000</u>
61	<u>239,900</u>	258,700	<u>287,000</u>	<u>313,300</u>	<u>363,400</u>
62	<u>240,200</u>	259,100	<u>287,600</u>	<u>313,800</u>	
63	<u>240,500</u>	259,500	<u>288,200</u>	<u>314,400</u>	
64	<u>240,700</u>	259,800	<u>288,800</u>	<u>315,000</u>	
65	<u>240,900</u>	260,100	<u>289,300</u>	<u>315,600</u>	
66	<u>241,200</u>	260,400	<u>289,800</u>	<u>316,000</u>	
67	<u>241,500</u>	260,700	<u>290,300</u>	<u>316,500</u>	
68	<u>241,700</u>	260,900	<u>290,800</u>	<u>317,000</u>	
69	<u>241,900</u>	261,100	<u>291,300</u>	<u>317,300</u>	
70	<u>242,200</u>	261,400	<u>291,800</u>	<u>317,800</u>	
71	<u>242,500</u>	261,700	<u>292,200</u>	<u>318,300</u>	
72	<u>242,700</u>	261,900	<u>292,600</u>	<u>318,700</u>	
73	<u>242,900</u>	262,100	<u>293,000</u>	<u>318,900</u>	
74	<u>243,200</u>	262,400	<u>293,400</u>	<u>319,200</u>	
75	<u>243,500</u>	262,700	<u>293,800</u>	<u>319,400</u>	
76	<u>243,700</u>	262,900	<u>294,200</u>	<u>319,700</u>	
77	<u>243,900</u>	263,100	<u>294,600</u>	<u>320,000</u>	
78	<u>244,200</u>	263,400	<u>295,000</u>	<u>320,300</u>	

79	<u>240,500</u>	263,700	<u>293,800</u>	<u>319,400</u>	
80	<u>240,700</u>	263,900	<u>294,200</u>	<u>319,700</u>	
81	<u>240,900</u>	264,100	<u>294,600</u>	<u>320,000</u>	
82	<u>241,200</u>	264,400	<u>295,000</u>	<u>320,300</u>	
83	<u>241,500</u>	264,700	<u>295,400</u>	<u>320,600</u>	
84	<u>241,700</u>	264,900	<u>295,900</u>	<u>320,800</u>	
85	<u>241,900</u>	265,100	<u>296,200</u>	<u>321,000</u>	
86	<u>242,200</u>	265,300	<u>296,700</u>	<u>321,300</u>	
87	<u>242,500</u>	265,600	<u>297,200</u>	<u>321,600</u>	
88	<u>242,700</u>	265,900	<u>297,700</u>	<u>321,800</u>	
89	<u>242,900</u>	266,100	<u>298,000</u>	<u>322,000</u>	
90	<u>243,200</u>	266,300	<u>298,500</u>	<u>322,300</u>	
91	<u>243,500</u>	266,600	<u>299,000</u>	<u>322,600</u>	
92	<u>243,700</u>	266,800	<u>299,300</u>	<u>322,900</u>	
93	<u>243,900</u>	267,100	<u>299,700</u>	<u>323,100</u>	
94	<u>244,200</u>	267,400	<u>300,200</u>	<u>323,400</u>	
95	<u>244,500</u>	267,700	<u>300,700</u>	<u>323,700</u>	
96	<u>244,700</u>	267,900	<u>301,200</u>	<u>323,900</u>	
97	<u>244,900</u>	268,100	<u>301,500</u>	<u>324,100</u>	
98	<u>245,200</u>	268,400	<u>301,900</u>	<u>324,400</u>	
99	<u>245,400</u>	268,600	<u>302,400</u>	<u>324,700</u>	
100	<u>245,700</u>	268,900	<u>302,900</u>	<u>324,900</u>	
101	<u>245,900</u>	269,100	<u>303,300</u>	<u>325,100</u>	
102	<u>246,100</u>	269,300	<u>303,700</u>		
103	<u>246,400</u>	269,600	<u>304,000</u>		
104	<u>246,700</u>	269,900	<u>304,300</u>		
105	<u>246,900</u>	270,100	<u>304,600</u>		
106	<u>247,200</u>	270,300	<u>305,000</u>		
107	<u>247,500</u>	270,600	<u>305,300</u>		
108	<u>247,700</u>	270,800	<u>305,700</u>		
109	<u>247,900</u>	271,100	<u>306,000</u>		
110	<u>248,200</u>	271,400	<u>306,400</u>		
111	<u>248,500</u>	271,700	<u>306,800</u>		
112	<u>248,700</u>	271,900	<u>307,100</u>		

79	<u>244,500</u>	263,700	<u>295,400</u>	<u>320,600</u>	
80	<u>244,700</u>	263,900	<u>295,900</u>	<u>320,800</u>	
81	<u>244,900</u>	264,100	<u>296,200</u>	<u>321,000</u>	
82	<u>245,200</u>	264,400	<u>296,700</u>	<u>321,300</u>	
83	<u>245,400</u>	264,700	<u>297,200</u>	<u>321,600</u>	
84	<u>245,700</u>	264,900	<u>297,700</u>	<u>321,800</u>	
85	<u>245,900</u>	265,100	<u>298,000</u>	<u>322,000</u>	
86	<u>246,100</u>	265,300	<u>298,500</u>	<u>322,300</u>	
87	<u>246,400</u>	265,600	<u>299,000</u>	<u>322,600</u>	
88	<u>246,700</u>	265,900	<u>299,300</u>	<u>322,900</u>	
89	<u>246,900</u>	266,100	<u>299,700</u>	<u>323,100</u>	
90	<u>247,200</u>	266,300	<u>300,200</u>	<u>323,400</u>	
91	<u>247,500</u>	266,600	<u>300,700</u>	<u>323,700</u>	
92	<u>247,700</u>	266,800	<u>301,200</u>	<u>323,900</u>	
93	<u>247,900</u>	267,100	<u>301,500</u>	<u>324,100</u>	
94	<u>248,200</u>	267,400	<u>301,900</u>	<u>324,400</u>	
95	<u>248,500</u>	267,700	<u>302,400</u>	<u>324,700</u>	
96	<u>248,700</u>	267,900	<u>302,900</u>	<u>324,900</u>	
97	<u>248,900</u>	268,100	<u>303,300</u>	<u>325,100</u>	
98	<u>249,200</u>	268,400	<u>303,700</u>		
99	<u>249,500</u>	268,600	<u>304,000</u>		
100	<u>249,700</u>	268,900	<u>304,300</u>		
101	<u>249,900</u>	269,100	<u>304,600</u>		
102	<u>250,200</u>	269,300	<u>305,000</u>		
103	<u>250,500</u>	269,600	<u>305,300</u>		
104	<u>250,700</u>	269,900	<u>305,700</u>		
105	<u>250,900</u>	270,100	<u>306,000</u>		
106		270,300	<u>306,400</u>		
107		270,600	<u>306,800</u>		
108		270,800	<u>307,100</u>		
109		271,100	<u>307,300</u>		
110		271,400	<u>307,600</u>		
111		271,700	<u>307,900</u>		
112		271,900	<u>308,100</u>		

113	<u>248,900</u>	272,100	<u>307,300</u>		
114	<u>249,200</u>	272,400	<u>307,600</u>		
115	<u>249,500</u>	272,600	<u>307,900</u>		
116	<u>249,700</u>	272,800	<u>308,100</u>		
117	<u>249,900</u>	273,100	<u>308,300</u>		
118	<u>250,200</u>	273,400	<u>308,600</u>		
119	<u>250,500</u>	273,700	<u>308,900</u>		
120	<u>250,700</u>	273,900	<u>309,100</u>		
121	<u>250,900</u>	274,100	<u>309,300</u>		
122		274,300	<u>309,600</u>		
123		274,600	<u>309,900</u>		
124		274,900	<u>310,100</u>		
125		275,100	<u>310,300</u>		
126		275,300	<u>310,600</u>		
127		275,600	<u>310,900</u>		
128		275,900	<u>311,100</u>		
129		276,100	<u>311,300</u>		
130		276,300	<u>311,600</u>		
131		276,600	<u>311,900</u>		
132		276,900	<u>312,100</u>		
133		277,100	<u>312,300</u>		
134の項～137の項 (略)					

定年前再任用短時間勤務職員の部 (略)

備考 (略)

別表第3 (第5条関係)

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	<u>370,000</u>	<u>426,700</u>	<u>484,400</u>	<u>574,500</u>
	2	293,700	<u>372,600</u>	<u>428,700</u>	<u>486,200</u>	<u>577,600</u>
	3	296,000	<u>375,100</u>	<u>430,700</u>	<u>488,000</u>	<u>580,700</u>
	4	298,200	<u>377,600</u>	<u>432,600</u>	<u>489,800</u>	<u>583,800</u>
	5	300,300	<u>380,100</u>	<u>434,500</u>	<u>491,600</u>	<u>586,700</u>

113		272,100	<u>308,300</u>		
114		272,400	<u>308,600</u>		
115		272,600	<u>308,900</u>		
116		272,800	<u>309,100</u>		
117		273,100	<u>309,300</u>		
118		273,400	<u>309,600</u>		
119		273,700	<u>309,900</u>		
120		273,900	<u>310,100</u>		
121		274,100	<u>310,300</u>		
122		274,300	<u>310,600</u>		
123		274,600	<u>310,900</u>		
124		274,900	<u>311,100</u>		
125		275,100	<u>311,300</u>		
126		275,300	<u>311,600</u>		
127		275,600	<u>311,900</u>		
128		275,900	<u>312,100</u>		
129		276,100	<u>312,300</u>		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134の項～137の項 (略)					

定年前再任用短時間勤務職員の部 (略)

備考 (略)

別表第3 (第5条関係)

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	<u>549,800</u>	<u>596,100</u>
	2	293,700	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	<u>555,900</u>	<u>602,100</u>
	3	296,000	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	<u>561,200</u>	<u>607,400</u>
	4	298,200	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	<u>566,100</u>	<u>611,900</u>
	5	300,300	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	<u>570,500</u>	<u>615,900</u>

6	303,800	<u>382,800</u>	<u>436,100</u>	<u>493,300</u>	<u>589,100</u>
7	307,300	<u>385,500</u>	<u>437,700</u>	<u>495,000</u>	<u>591,500</u>
8	310,700	<u>388,100</u>	<u>439,300</u>	<u>496,700</u>	<u>593,900</u>
9	314,100	<u>390,200</u>	<u>440,900</u>	<u>498,400</u>	<u>596,100</u>
10	317,600	<u>392,700</u>	<u>442,700</u>	<u>500,500</u>	<u>597,600</u>
11	321,000	<u>395,200</u>	<u>444,500</u>	<u>502,600</u>	<u>599,100</u>
12	324,400	<u>397,700</u>	<u>446,300</u>	<u>504,700</u>	<u>600,600</u>
13	327,800	<u>400,300</u>	<u>448,100</u>	<u>506,700</u>	<u>602,100</u>
14	331,300	<u>403,000</u>	<u>449,900</u>	<u>508,600</u>	<u>603,200</u>
15	334,700	<u>405,600</u>	<u>451,700</u>	<u>510,700</u>	<u>604,300</u>
16	338,100	<u>408,100</u>	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>	<u>605,200</u>
17	341,500	<u>410,500</u>	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>	<u>606,400</u>
18	344,600	<u>412,700</u>	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>	<u>607,400</u>
19	347,700	<u>414,800</u>	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>	<u>608,400</u>
20	350,800	<u>416,900</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>	<u>609,400</u>
21	354,000	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>	<u>610,400</u>
22	357,100	<u>420,500</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>	
23	360,200	<u>422,000</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>	
24	363,200	<u>423,500</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>	
25	366,200	<u>424,900</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>	
26	368,500	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>	
27	370,800	<u>427,900</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>	
28	373,000	<u>429,300</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>	
29	374,900	<u>430,700</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>	
30	376,600	<u>432,200</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>	
31	378,300	<u>433,700</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>	
32	380,100	<u>435,100</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>	
33	381,900	<u>436,500</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>	
34	383,700	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>	
35	385,300	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>	
36	386,700	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>	
37	388,100	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>	
38	389,600	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>	
39	391,100	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>	

6	303,800	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	<u>574,800</u>	<u>619,400</u>
7	307,300	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	<u>578,400</u>	<u>622,400</u>
8	310,700	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	<u>581,400</u>	<u>625,200</u>
9	314,100	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	<u>583,900</u>	
10	317,600	<u>420,500</u>	<u>471,300</u>	<u>586,200</u>	
11	321,000	<u>422,000</u>	<u>473,100</u>		
12	324,400	<u>423,500</u>	<u>474,900</u>		
13	327,800	<u>424,900</u>	<u>476,700</u>		
14	331,300	<u>426,400</u>	<u>478,500</u>		
15	334,700	<u>427,900</u>	<u>480,300</u>		
16	338,100	<u>429,300</u>	<u>482,100</u>		
17	341,500	<u>430,700</u>	<u>483,900</u>		
18	344,600	<u>432,200</u>	<u>485,800</u>		
19	347,700	<u>433,700</u>	<u>487,700</u>		
20	350,800	<u>435,100</u>	<u>489,600</u>		
21	354,000	<u>436,500</u>	<u>491,500</u>		
22	357,100	<u>438,000</u>	<u>493,200</u>		
23	360,200	<u>439,500</u>	<u>495,000</u>		
24	363,200	<u>440,900</u>	<u>496,800</u>		
25	366,200	<u>442,300</u>	<u>498,400</u>		
26	368,500	<u>443,700</u>	<u>500,200</u>		
27	370,800	<u>445,100</u>	<u>502,000</u>		
28	373,000	<u>446,500</u>	<u>503,600</u>		
29	374,900	<u>447,900</u>	<u>505,000</u>		
30	376,600	<u>449,300</u>	<u>506,700</u>		
31	378,300	<u>450,700</u>	<u>508,500</u>		
32	380,100	<u>452,100</u>	<u>510,200</u>		
33	381,900	<u>453,500</u>	<u>511,700</u>		
34	383,700	<u>454,900</u>	<u>513,000</u>		
35	385,300	<u>456,300</u>	<u>514,300</u>		
36	386,700	<u>457,700</u>	<u>515,600</u>		
37	388,100	<u>459,100</u>	<u>516,600</u>		
38	389,600	<u>460,800</u>	<u>517,900</u>		
39	391,100	<u>462,400</u>	<u>519,200</u>		

40	392,600	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>	
41	394,100	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>	
42	394,800	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>	
43	395,400	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>	
44	396,100	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>	
45	397,000	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>	
46	397,600	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>	
47	398,200	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>	
48	398,800	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>	
49	399,400	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>	
50	399,900	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>	
51	400,400	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>	
52	400,900	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>	
53	401,400	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>	
54	401,800	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>	
55	402,200	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>	
56	402,600	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>	
57	403,000	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>	
58	403,400	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>	
59	403,800	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>	
60	404,200	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>	
61	404,600	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>	
62	405,000	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>	
63	405,400	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>	
64	405,800	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>	
65	406,100	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>	
66		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>		
67		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>		
68		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>		
69		<u>478,400</u>	<u>531,200</u>		
70		<u>479,000</u>	<u>532,000</u>		
71		<u>479,700</u>	<u>532,900</u>		
72		<u>480,400</u>	<u>533,800</u>		
73		<u>480,800</u>	<u>534,600</u>		

40	392,600	<u>464,000</u>	<u>520,500</u>		
41	394,100	<u>465,600</u>	<u>521,500</u>		
42	394,800	<u>466,800</u>	<u>522,300</u>		
43	395,400	<u>468,000</u>	<u>523,100</u>		
44	396,100	<u>469,100</u>	<u>523,900</u>		
45	397,000	<u>470,100</u>	<u>524,800</u>		
46	397,600	<u>471,100</u>	<u>525,600</u>		
47	398,200	<u>472,000</u>	<u>526,400</u>		
48	398,800	<u>472,800</u>	<u>527,100</u>		
49	399,400	<u>473,500</u>	<u>527,900</u>		
50	399,900	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>		
51	400,400	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>		
52	400,900	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>		
53	401,400	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>		
54	401,800	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>		
55	402,200	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>		
56	402,600	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>		
57	403,000	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>		
58	403,400	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>		
59	403,800	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>		
60	404,200	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>		
61	404,600	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>		
62	405,000	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>		
63	405,400	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>		
64	405,800	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>		
65	406,100	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>		
66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>		
67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>		
68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>		
69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>		
70		<u>485,900</u>	<u>545,800</u>		
71		<u>486,400</u>	<u>546,700</u>		
72		<u>486,900</u>	<u>547,600</u>		
73		<u>487,300</u>	<u>548,400</u>		

74		<u>481,400</u>	<u>535,500</u>		
75		<u>482,100</u>	<u>536,400</u>		
76		<u>482,800</u>	<u>537,100</u>		
77		<u>483,200</u>	<u>537,900</u>		
78		<u>483,800</u>	<u>538,800</u>		
79		<u>484,400</u>	<u>539,700</u>		
80		<u>484,900</u>	<u>540,600</u>		
81		<u>485,400</u>	<u>541,400</u>		
82		<u>485,900</u>	<u>542,300</u>		
83		<u>486,400</u>	<u>543,200</u>		
84		<u>486,900</u>	<u>544,100</u>		
85		<u>487,300</u>	<u>544,900</u>		
86		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>		
87		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>		
88		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>		
89		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>		
90		<u>489,800</u>			
91		<u>490,400</u>			
92		<u>490,800</u>			
93		<u>491,300</u>			
94		<u>491,900</u>			
95		<u>492,500</u>			
96		<u>493,000</u>			
97		<u>493,500</u>			

定年前再任用短時間勤務職員の部 (略)

備考 (略)

74		<u>487,800</u>			
75		<u>488,200</u>			
76		<u>488,700</u>			
77		<u>489,200</u>			
78		<u>489,800</u>			
79		<u>490,400</u>			
80		<u>490,800</u>			
81		<u>491,300</u>			
82		<u>491,900</u>			
83		<u>492,500</u>			
84		<u>493,000</u>			
85		<u>493,500</u>			
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					

定年前再任用短時間勤務職員の部 (略)

備考 (略)



(高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年高山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																								
<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)に適用する給料表は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>539,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>615,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>5 <u>第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 <u>給与条例第5条、第6条、第7条、第11条、第12条、第13条から第14条の2まで、第18条から第20条まで、第23条及び第26条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2及び第24条第2項の規定の適用について</p>	号給	給料月額(円)	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)に適用する給料表は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>634,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 <u>給与条例第5条、第6条、第7条、第11条、第12条、第13条、第14条の2、第18条から第20条まで及び第23条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2、<u>第24条第2項及び第26条第2項第</u></p>	号給	給料月額(円)	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000
号給	給料月額(円)																								
1	380,000																								
2	427,000																								
3	477,000																								
4	539,000																								
5	615,000																								
号給	給料月額(円)																								
1	392,000																								
2	440,000																								
3	492,000																								
4	555,000																								
5	634,000																								

ては、給与条例第23条の2第1項及び第2項中「市の規則で指定するもの」とあるのは、「市の規則で指定するもの（高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年高山市条例第24号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

1号の規定の適用については、給与条例第23条の2第1項及び第2項中「市の規則で指定するもの」とあるのは、「市の規則で指定するもの（高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年高山市条例第24号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第24条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第26条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

（高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 高山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和53年高山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	手当の支給を受ける職員	手当の額	種類	手当の支給を受ける職員	手当の額
(1)の部～(6)の部（略）			(1)の部～(6)の部（略）		
(7) 出動 手当	消火、応急救護その他直接消防の業務に従事するため出動した消防本部又は消防署に勤務する職員	<u>1回 300円</u>	(7) 出動 手当	ア 救急救命士の資格を有し、救急救命の業務に従事するため出動した消防本部又は消防署に勤務する職員	<u>1回 600円</u>
				イ 火災及び救助の業務に従事するため出動した消防本部又は消防署に勤務する職員	<u>1回 400円</u>
				ウ その他消防の業務に従事するため出動した消防本部	<u>1回 300円</u>

				又は消防署に勤務 する職員	
(8)の部 (略)			(8)の部 (略)		

(高山市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 高山市公営企業職員の給与に関する条例（昭和36年高山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものに対して支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の3 前条の規定に基づく規程で指定するものが臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）若しくは祝日法に</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第7条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものに対して支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の3 前条の規定に基づく規程で指定するものが臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）若しくは祝日法に</p>

よる休日、年末年始の休日若しくは代休日（以下この項において「週休日等」という。）に勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

（臨時職員の特例）

第21条 地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用した職員については、第3条第2項、第6条及び第7条の規定にかかわらず、扶養手当及び通勤手当を支給しないことができる。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第22条の2 第5条、第6条、第6条の2、第15条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項、第22条の5第1項若しくは第2項又は附則第4条の規定により採用された職員には適用しない。

よる休日、年末年始の休日若しくは代休日（以下この項において「週休日等」という。）に勤務をした場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。

（臨時職員の特例）

第21条 地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用した職員については、第3条第2項、第6条及び第7条の規定にかかわらず、扶養手当及び通勤手当を支給しないことができる。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第22条の2 第5条、第6条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項、第22条の5第1項若しくは第2項又は附則第4条の規定により採用された職員には適用しない。

（高山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第5条 高山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年高山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
附 則 （高山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 32～38 （略） 39 高山市職員の給与に関する条例第12条	附 則 （高山市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 32～38 （略） 39 高山市職員の給与に関する条例第12条

<p>、第13条から第14条の2まで、第16条の2、第27条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>40～44 (略)</p>	<p>及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>40～44 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(施行日前の異動者の号給の調整)
- 2 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の  
新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場  
合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うこ  
とができる。  
(号給の切替えにかかる規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、施行日の前日において高山市職員の給与に関する条例（以下「給与  
条例」という。）別表第1、別表第2及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員の号給の切  
替えに関し必要な事項は、市の規則で定める。  
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下  
「改正後給与条例」という。）第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身  
障がい者」とあるのは  
「(5) 重度心身障がい者  
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」  
と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは  
「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- 5 施行日から令和8年3月31日までの間における第4条の規定による改正後の高山市公営企業  
職員の給与に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障がい者  
」とあるのは  
「(4) 重度心身障がい者  
(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」  
とする。  
(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)
- 6 改正後給与条例第15条第3項及び第15条の2第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の  
適用を受ける職員となった者にも適用する。  
(出勤手当に関する経過措置)

7 第3条の規定による改正後の高山市職員の特殊勤務手当に関する条例別表(7)の部の規定は、施行日以後に出動した職員について適用する。

(その他の経過措置の規則への委任)

8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市の規則で定める。